

(資料)

凡例

- 掲載した歴史資料はすべて三田市所蔵。
- 用字は常用漢字を原則とした。
- 校訂者による注記は()で示した。
- 句読点は原則として原文のままとした。
- 翻刻・校訂は生涯学習課市史編さん担当で分担した。
- 史料中に現在では通常もちいられない表現や呼称がみられるが、学術的観点から原則として原文のままとした。

史料4 昭和二十一年度広野村事務報告書(抄出)

昭和二十一年を回顧する

一、諸制度の大改革

ポツダム宣言受諾に伴ふ民主主義国家再建(建)のため主権は人民に在り軍備を撤廃して世界平和に努めるといふ日本国新憲法は平仮名交りの口語体で十一月三日に公布された

相次いで地方制度も大改正されて民主政治で知事村長の公選となり従来の中央集権主義が葬られた。

地方税制も大巾に引上げられ地方自治体の財源を豊富にし県民税も創設された 四月十日の衆議院総選挙には初めて婦人参政

権が与へられ二十歳以上の者は三名連記投票をした 三十九名の婦人代議士はさっそうとして議事堂に表(現)はれたのであった 封建制度撤廃の一として農地開放があった 不在地主はなくなり在村地主と雖も一町歩より所有出来ず小作料は極めて低い金納制度となり小作人は浮び上った その上自作農たらしむる農地調整法は二次に亙る大改革により十一月施行された之大化の革新以上のものであるといふ。

マ司令部は又戦死者の公葬を禁じて軍国主義を排し神社を国家の行政より離脱せしめた

二、公職追放令

敗戦の憂目はヒシくと万事に感じられかけた一月四日マ司令部は覚書を以て公職追放令を指示した 政府は十一月八日初めのものより該当者大拡張の覚書を發表した これにより市町村部落の末端迄追放該当者が生ずることになった

三、村長助役の異動

五月助役稲角清太郎氏は老齡の故を以て勇退され后任には坊垣俊太郎氏が六月に就職された

村長後藤正雄氏は一身上の都合により十二月六日退職された

四、経済関係

食糧事情 天候の悪さと肥料不足とで麦作は凶作かてゝ加へて

前年の稲作も同じ理由で近年にない凶作であったため食糧の危

機が叫ばれた 幸ひ本県は遅配欠配がなかったが二合一勺の少本村は平和なる農村で在り特記すべきこと尠く大体幸福なりしも歳量で（その内には米麦以外のものが含まれてゐた）受配者の苦入出予算は前年十九万円の処本年は四十三万円に達した

労は並大低のものでなかった 又農家でも還元配給停止を七月復員軍人及海外引揚者が多数あつたが一方朝鮮人沖繩県人等にし一日より実施されて栄養失調者が多くなつた 併し乍ら米国のて帰国する者あり大した増減はなかつた

同情ある食糧輸入を受けたり七月以降の天候に恵まれ甘藷稲作物資不足高価なるにも不拘絶体必要に迫られて小住宅の建築が多かはともに良好となつて漸く危機を突破し得た

つた。

（室山稿）

十一月一日よりは国民待望二合五勺配給となり明朗の気分を幾分かを奪回した

○謄写版印刷。

労賃問題 工場の製産（生産）は振はず物資は不足勝ちで日銀の帳尻は上膳の一途をたどり通貨発行高六百億に達した 政府はインフレの悪化を防ぐ可く突如三月三日を期し緊急金融処置令を出し兼ねて財産税徴収の準備をした

かくて通貨は封鎖され一時は百五十億に下つたが新円のインフレは底止することなく年末には一千億円に近づいた諸物価を一〇乃至一〇〇倍に騰貴させた 茲に於て賃金労働者は生活難を訴へ待遇改善の声を上げ之がため優遇の方策を責任者は再三講じたが物価と労価とはイタチゴッコするに過ぎず各種の労働組合はゼネストを掲げ世は闘争氾濫の時代となつた

六月幣原内閣に代つて吉田内閣が組織されたが石炭の飢饉は解消されず生産減退鉄道列車削減といふ不況が続いた